

博士論文要旨

論文題目：都市計画の裁判的統制——ドイツ行政裁判所による地区詳細計画の審査に関する研究

立命館大学大学院法務研究科教授
ミナト ジロウ
湊 二郎

本論文は、ドイツの行政裁判所による地区詳細計画の適法性・有効性に関する審査に注目し、その特色および問題点を明らかにするとともに、その結果得られた知見に基づいて、日本における都市計画を争う訴訟の現状および改革課題について分析および評価を行うものである。

ドイツでは、各州の上級行政裁判所が、市町村の条例として議決される都市計画である地区詳細計画の有効性に関して裁断する規範統制の制度がある（連邦行政裁判所への上告も可能である）。本論文の第一部では、地区詳細計画の規範統制に固有の論点（特に申立適格、仮命令、団体訴訟）を取り上げている。申立適格に関しては、自己の利益の適正な衡量を求める権利を侵害される可能性のある自然人・法人の出訴が認められている点が注目される。仮命令は、地区詳細計画の執行停止の仕組みであり、執行停止を決定した上級行政裁判所の裁判例も少なくない。団体訴訟に関しては、団体が自己の権利侵害を主張することなく出訴できる場合がある点が重要であるが、団体の法的救済を制限する規定もあることが問題となる。

本論文の第二部は、一定の瑕疵を地区詳細計画の効力にとって顧慮されないものとする計画維持規定に着目して、計画維持規定がどのような経緯で形成されたのか、計画維持規定によっても地区詳細計画の効力が維持できないとされた例はあるのか、計画維持規定に問題点はないのかといった点を明らかにしようとするものである。計画維持規定は内容上問題のない地区詳細計画を行政裁判所が無効とすることを制限する観点から形成されたものであり、計画の効力が維持された例も当然存在するが、計画が効力を有しないとされた例も容易に見出すことができる。欧州司法裁判所によって EU 指令違反が認定された計画維持規定もあり、計画維持規定の EU 法適合性は近時および今後の重要論点である。

日本では、都市計画に対して出訴することは今も困難であり、都市計画決定の適法性・有効性を争う特別の訴訟を導入することが望ましい。これに関しては既に複数の立法論的提案がなされているが、どのような者が出訴しうるか、都市計画の違法性をどのように判断するかといった点に関しては、ドイツ法における発展を参照・検討することがなお有益であると考えられる。